

(様式第1)

番号  
年月日

国土交通大臣 殿

申請者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金  
(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援)) 交付申請書

物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付要綱第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

2. 補助事業の開始及び完了予定日

3. 補助事業に要する経費 円

4. 補助対象経費 円

5. 補助金交付申請額 円

6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(別添)

番 号  
令和年 月 日

国土交通大臣 殿

受託者 住所

氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援））に関する再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日付の令和7年度物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援））（契約金額 円、税込）について、交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記の通り申請するので、手続き方をお願いします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の履行（予定）者の住所及び氏名
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
3. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
4. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
5. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠
6. その他特記事項

(様式第2)

番号  
年月日

法人にあっては名称  
及び代表者の氏名 宛て

国土交通大臣

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金  
(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付決定  
通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました令和7年度物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和7年度物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費 金 円

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。(注1)

5. (補助事業者名)は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付要綱(以下「交付要綱」という。)の定め

るところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いします。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. （補助事業者名）は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

8. （補助事業者名）は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されますよう留意してください。  
(注2)

(注1) 4. で補助対象経費の配分額と実績額の合計額に補助率を乗じる場合は、「補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分額と実績額とのいずれか少ない額の合計額に補助率を乗じて得た額とします。」とする。

(注2) 8. 地方公共団体又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人への交付決定に際して、当該補助事業等の実施に当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律第2条に規定する公共工事が発注される場合に限り付すこととする。

(様式第3)

番号  
年月日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業  
(テールゲートリフター等導入等支援))交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった令和7年度物流効率化等推進事業費補助金については、下記の事項について不服があるので、物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付要綱第7条の規定に基づき、同補助金の交付申請(令和 年 月 日付け 第 号)を取り下げます。

記

1. 補助金の額
2. 申請年月日
3. 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件
4. 取り下げる理由

(様式第4)

番号  
年月日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金  
(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援)) 交  
計画変更(等)承認申請書

物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付要綱第9条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更を必要とする理由

3. 変更が補助事業に及ぼす影響

4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額  
(新旧対比)

5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第5)

番号  
年月日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金  
(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援)) 交  
事故報告書

物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付要綱第12条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額 円

3. 事故に対して採った措置

4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第6)

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金  
(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))状況報告書

物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第7)

番号  
年月日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金  
(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援)) 実績報告書

物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収入 (単位:円)

項目	金額
自己資金 補助金充当額	
合計	

(2) 支出

(イ) 総括表

(単位:円)

区分	補助事業に 要した経費		補助対象経費				補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付 決定額	実績額
合計								

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

(様式第8)

番号  
令和 年月日

法人にあっては名称  
及び代表者の氏名 宛て

国土交通大臣

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金  
(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))の額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で実績報告のあった令和7年度物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

なお、交付超過となった補助金については、同法第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり返還されたい。

記

1. 補助金の額	金	円
2. 補助金の返還命令額	金	円
3. 納付期限	別途官署支出官が発する納入告知書に記載された期限	

(参考)

交付決定額	円
概算払済み額	円
補助金の額の確定	円
交付超過(返還)額	円

(様式第9)

番号  
年月日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金  
(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援)) 精算(概算)  
払請求書

物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付要綱第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算(概算) 払請求金額(算用数字を使用すること。) 円
2. 請求金額の算出内訳(概算払の請求をするときに限る。)
3. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第10)

番号  
年月日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

令和7年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

物流効率化等推進事業策費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフタ一等導入等支援））交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第15条第1項による額の確定額） 円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に  
係る仕入控除税額 円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に  
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円

4. 補助金返還相当額（3. - 2.） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 11)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第20条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第12)

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドツク、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第20条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第13)

番号  
年月日

国土交通大臣 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

財産処分承認申請書

令和7年度物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援））に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援））交付要綱第20条第3項の規定に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類